

2026年10月施行

改正 同一労働同一賃金

ガイドラインを踏まえた

有期契約労働者の雇用管理の留意点

パートタイマー、高年齢再雇用の処遇を再点検！

◆対象

経営者/人事責任者/担当者（定員30名）

◆日時

2026年7月2日（木）15：00～16：45

◆会場

名古屋商工会議所ビル 3階 第4会議室

地下鉄 伏見駅5番出口より徒歩5分

◆講師

西協法律事務所 弁護士 西協 明典 氏

◆内容（予定）

- (1) パートタイム・有期雇用労働法施行規則および雇用管理指針の主な改正点
- (2) 同一労働同一賃金ガイドラインの主な改正点
- (3) 有期契約労働者に関するNG対応や処遇の例
- (4) 裁判例から学ぶ雇用管理上の留意点（名古屋自動車学校事件など）
- (5) 今回の改正に対応するために担当者がすべきこと

これを機に自社の処遇をチェックしてトラブルを予防！

- ✓ 手当、賞与などは誰にどのように支給していますか？
- ✓ 正社員との処遇の違いを説明できますか？
- ✓ “不合理な待遇差”の判断基準とは？

愛知労働局「令和8年度愛知労働局行政運営方針」において「同一労働同一賃金の遵守の徹底」が明記されており、行政も企業の対応に注目しています。

**参加費用
申込方法
問合せ先
その他**

愛知経協会員：8,800円 提携経協：13,200円 その他：17,600円（全て税込）

愛知経協HP内“セミナー・講演会”よりお申込みください。<https://www.aikeikyo.com/seminar/>TEL 052-221-1931 MAIL info@aikeikyo.com 愛知県経営者協会 会員サービス部 担当：武田
セミナー終了後、数日以内に請求書を発行します。請求書がお手元に届いてから、振込手続きをお願いします。

※お申込みの詳細につきましては当会HPよりご確認ください。

愛知経協

